



バナナ通信

春号



発行日：平成25年 3月 15日
 発行：沖縄県NPOプラザ
 （県庁4階県民生活課内）
 電話：098-866-2187
 FAX：098-866-2789
 E-mail aa024007@pref.okinawa.lg.jp
 （県民生活課代表）

contents



P2 今輝いているNPO法人を紹介します！

（仮認定NPO法人紹介） NPO法人 美ら海振興会

【運営のヒント特集】

P3 ・定款変更について

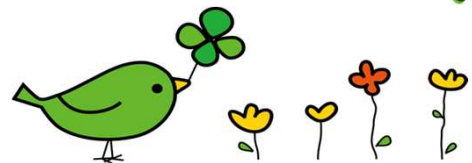
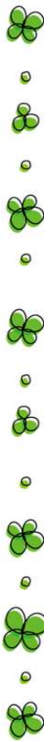
P4 ・定款変更届出の流れ

P5 ・定款変更認証申請の流れ

P6 内閣府NPO法人情報ポータルサイトについて

P7 NPO法人ポータルサイト、法人情報登録について

P8 助成金情報



県内のNPO法人数…… 563法人

法人設立認証中の団体… 18 団体 （H25年2月 現在）



今輝いてるNPO法人を紹介します!



3月11日 仮認定NPO法人になりました

特定非営利活動法人 美ら海振興会

20年前のお花畑のような美しい海を復活させたい!

美ら海振興会が出した結論は
水中&陸上の清掃、駆除活動とサンゴの植付けなどの
総合的なアプローチによる美ら海の再生です。

美ら海振興会は、未来の子供たちへ「美ら海」を残すことを目的に、水中清掃やオニヒトデ
レイシガイの駆除活動、陸上清掃・サンゴの植付けを行うために設立した団体です。

<主な活動の内容>

・サンゴの植付け活動



サンゴの植付けは一般のダイバーと共に活動を行えるようイベントを開催し今までに約5000株のサンゴを植付けて来ました。

・水中清掃活動



水中での作業はリスクが伴う為、加盟店のダイビングインストラクターで活動を続けています。

・陸上清掃活動



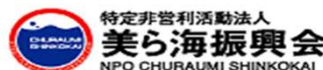
港湾・沿岸地域の他、無人島に渡り漂着ごみの回収なども行っています。

<代表者名> 松井 さとし
〒900-0005 沖縄県那覇市天久2-14-20
URL ://www.churaumishinkokai.com/
e-mail: info@churaumishinkokai.com
TEL : 098-863-0864

・水中駆除活動



オニヒトデの駆除は、従来のハンマーで粉砕する方法は危険が伴う為、酢酸を注入し死滅させる方法で駆除しています。



定款変更について



まず、定款の変更には2種類あります。

「定款変更届出」と「定款変更認証申請」です。定款変更認証申請は申請後、縦覧期間(2か月)を経て最終審査(2ヶ月以内)があります。時間がかかることを念頭に、早めの準備をお願いします。

定款変更届出

- ① 事務所所在地の変更（県内での異動）
- ② 役員定数
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）
- ⑦ 公告に関する事項
- ⑧ 法第11条第1項各号にない事項（右の①—⑩以外）

定款変更認証申請

- ① 目的 ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類。
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（県外への異動）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

※上記事項を規定する条文中の単純な誤記、脱字の修正を行う場合でも認証が必要です

定款変更届出

定款変更認証申請届出書	1部
総会議事録の写し（原本証明付き）	1部
変更後の定款（原本証明付き）	2部
※登記事項を変更した場合は以下の書類を添付	
登記事項証明書	1部
登記事項証明書写し	1部

定款変更認証申請

定款変更認証申請書	1部
総会議事録の写し（原本証明付き）	1部
変更後の定款（原本証明付き）	2部
※事業の変更を伴う場合以下の書類を添付	
事業計画書（2ヶ年分）	2部
活動予算書（2ヶ年分）	2部
※定款変更認証後に提出する書類	
登記事項証明書	1部
登記事項証明書写し	1部

定款変更届出の流れ

- ①（県内での）事務所所在地の変更 ②役員定数 ③資産に関する事項 ④会計に関する事項 ⑤事業年度 ⑥解散に関する事項 ⑦公告に関する事項 等を変更する場合

総会

それぞれの法人の定款で議決の割合が決められています。通常は社員総数の2分の1以上の出席が必要で、その出席した正会員の4分の3以上の議決が必要です。

沖縄県（所轄庁）への提出書類

1. 定款変更届出書(1部)
2. 総会議事録の写し
(原本証明付き1部)
3. 変更後の定款
(原本証明付き2部)



※登記事項を変更した場合

- ①主たる事務所の所在地変更
 - ③資産に関する事項
- は2週間以内に法務局へ変更登記しなくてはなりません。

※ 遅滞なく提出

沖縄県（所轄庁）



法務局



沖縄県（所轄庁）への提出書類

1. 定款変更届出書(1部)
2. 総会議事録の写し：原本証明付き(1部)
3. 登記事項証明書（1部）
4. 登記事項証明書の写し（1部）
5. 変更後の定款：原本証明つき(2部)

完了！

定款変更認証申請の流れ

総会



それぞれの法人の定款で議決の割合が決められています。ふつうは社員総数の2分の1以上の出席が必要で、その出席した正会員の4分の3以上の議決が必要です。

提出書類

1. 定款変更認証申請書(1部)
2. 総会議事録の写し
(原本証明付き1部)
3. 変更後の定款(2部)
4. 2カ年分の事業計画書(2部)
5. 2カ年分の活動予算書(2部)

※事業の変更
のとき

①

所轄庁

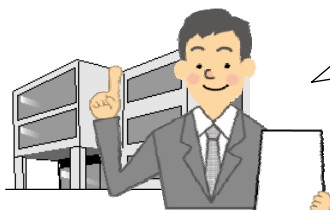


受理後、2か月間の縦覧期間を経て、その後最終審査(2ヶ月以内)が行われ、認証・不認証の結果が出ます。

※ 所轄庁から認証が下りた時点で新しい定款が有効になります。

②

法務局



認証書がおりたら2週間以内に法務局に登録に行きます。その後以下の書類を所轄庁に提出して下さい。

提出書類

1. 登記事項証明書(1部)
2. 登記事項証明書の写し(1部)
3. 変更後の定款：原本証明つき(2部)

所轄庁



完了!

内閣府NPO法人情報ポータルサイトについて

内閣府NPO法人情報ポータルサイトとは

内閣府において、所轄庁の協力を得て、特定非営利活動法人(NPO法人)に係る基本的な情報を一元的に管理し、市民・NPO法人・企業等にインターネットにより情報提供するために管理・運営するNPO法人情報のポータルサイトです。

内閣府NPO法人情報ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

NPO法人の詳細情報

行政入力情報 法人入力情報 更新年月日: 2012年03月31日

団体名称										
所轄庁	沖縄県									
主たる事務所の所在地										
従たる事務所の所在地										
代表者氏名										
法人設立認証年月日	年 月 日									
定款に記載された目的										
活動分野	<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input checked="" type="checkbox"/> 観光 <input checked="" type="checkbox"/> 環境の保全 <input checked="" type="checkbox"/> 人権・平和 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input checked="" type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	<input checked="" type="checkbox"/> 社会教育 <input checked="" type="checkbox"/> 農山漁村・中山間地域 <input checked="" type="checkbox"/> 災害救援 <input checked="" type="checkbox"/> 国際協力 <input checked="" type="checkbox"/> 情報化社会 <input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会 <input checked="" type="checkbox"/> 条例指定	<input checked="" type="checkbox"/> まちづくり <input checked="" type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ <input checked="" type="checkbox"/> 地域安全 <input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画社会 <input checked="" type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input checked="" type="checkbox"/> 消費者の保護							
認定	<input checked="" type="checkbox"/> 認定・仮認定 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮認定 <input type="checkbox"/> 旧制度(国税庁)による認定 <input type="checkbox"/> 認定の更新中 <input type="checkbox"/> PST基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例指定()									
認定開始日:	認定満了日:	認定取消日:								
仮認定年月日:	仮認定満了日:	仮認定取消日:								
定款										
閲覧書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業報告書</th> <th>活動計算書</th> <th>貸借対照表</th> <th>財産目録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	事業報告書	活動計算書	貸借対照表	財産目録	平成23年度	○	-	-	閲覧書類の一括ダウンロード (ZIP形式)
事業報告書	活動計算書	貸借対照表	財産目録							
平成23年度	○	-	-							
※事業報告書の欄に、活動計算書等が一括して掲載されている場合があります。										
解散情報	解散年月日: 解散理由:									

個別のNPO法人の詳細画面から、閲覧書類をクリック!!
PDFファイルで表示されます

※閲覧書類一括ダウンロードもできます。



平成24年10月よりNPO法人ポータルサイトをリニューアルしました

平成24年4月に施行された改正NPO法第72条に規定する国民への情報提供に必要な措置の一環として、内閣府が運用する「NPO法人ポータルサイト」において、すべてのNPO法人の事業報告書等の閲覧書類の掲載が行えるようになりました。

※閲覧書類については、順次、準備が出来たものから掲載を行っていきます。



市民のチェックがNPOを育てます!!

内閣府NPO法人ポータルサイトで ご自身のNPO法人情報を登録できるようになりました

新たなNPO法人ポータルサイトでは、特定非営利活動法人の皆さんが法人の活動内容や、財務情報等をご自身で発信出来るようになりました。法人の情報発信ツールとして、ご利用下さい。

NPO法人ポータルサイト 法人情報登録ログイン、マニュアルはこちらをアクセス
https://www.npo-homepage.go.jp/portallogin_annai.html

【初めて情報登録を行う場合】

ステップ1

①新規ユーザー登録

ログイン画面にアクセスし、新規ユーザー登録を行って下さい。

- 1.新規ユーザー登録ボタンを押す
- 2.NPO法人の検索画面より自身の法人を選択する
- 3.利用者情報の登録を行う
- 4.ユーザーID及び仮パスワードが付与されます

NPO法人ポータルサイト ログイン

ユーザID

パスワード

ID・パスワードをお持ちでない法人の方は新規登録をお願いします。 ⇒

IDを忘れた法人の方や変更したい法人の方はID再発行をお願いします。 ⇒

パスワードを忘れた法人の方はパスワード再発行をお願いします。 ⇒

ステップ2

②情報登録画面へのログイン

ログイン画面にアクセスし、ユーザーID及び仮パスワードを入力し、ログインして下さい。

- 1.ユーザーID及び仮パスワードを入力し、ログインする
- 2.本パスワードの登録を行う
- 3.利用規約を確認し、よろしければ法人情報登録に進む
- 4.法人情報の入力を行う

NPO法人のユーザーID登録

希望するIDと利用者の情報を入力してください。

希望ID

法人名称

利用者氏名

利用者住所 都道府県 住所 ※市区町村を入力

利用者電話番号

利用者メール

※「利用者電話番号」及び「利用者メール」はID再発行時、パスワード再発行時に必要なため、忘れないようにしてください。

【情報の変更・追加を行う場合】

上記②のよりログインを行い、情報の変更・追加を行って下さい(2回目のログイン以降は本パスワードを使用し、②2.の手順はなし)

※より詳しい操作方法は上記URLから
NPO法人ポータルサイトマニュアル[PDF]をダウンロードして下さい。

〈注意〉

登録後、すぐには公開致しません。すぐに公開されたい方は、県民生活課にご一報いただくか、一週間後、公開されるのをお待ち下さい。





助成金情報

平成25年度公益信託自然保護ボランティアファンド

応募締切:平成25年4月5日(金)

- ◆**対象:**自然公園の美化清掃活動
 - ・高山植物などの植生復元活動や野生生物の生育環境保全活動
 - ・登山道、探勝路、園地などの利用環境の維持活動
 - ・公園を訪れる利用者への自然解説などの自然ふれあい推進活動
 - ・ボランティア活動に係る経費の助成対象(助成金の使途)
- ※大原則は現地、現場におけるボランティア活動経費への助成です
- ◆**応募資格:**営利を目的としないこと。
 - ・会則もしくは一定のルールを持ち、代表者等の定めがあること。
 - ・団体の構成、役員、選任方法等の事業運営に重要な事項が、特定の者等の意志に従わずに決定、運営されること。
 - ・申請団体(協議会)に、(一財)自然公園財団(本部または支部)か地元自治体(関係機関を含む)または学識経験者のいずれかが構成員として参加していること。
 - ・環境省地方環境事務所または都道府県自然保護担当部局の推薦を受けられること(市町村からの推薦は不可)。
- ◆**助成金額:**助成金総額は600万円を予定しています。助成額は1件50万円以内が原則ですが、対象となる活動の内容により、100万円を上限に資金助成します(金額は万円単位、万円以下の金額は四捨五入してください)。
- ◆**お問合せ:**
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-2-31 第36荒井ビル2階
TEL 03-3556-0818 FAX 03-3556-0817
(一財)自然公園財団 自然保護ボランティアファンド担当

公益財団法人 高原環境財団 子供たちの環境学習活動に対する女性事業

- ◆**目的:**緑化や自然体験などの環境学習活動の実践を通じて、自然環境の保全と改善について地域の子供たちの意識向上を図ることを目的とする。
- ◆**助成対象者:**
助成対象者は、日本国内の保育園、幼稚園、小学校、および子供会、町内会等の地域活動団体。
- ◆**助成金の額**
助成対象費用の額、または50万円のいずれか少ない額。(1件当たり)
予算額 400万円
- ◆**募集期間:**平成25年2月1日(金)から平成25年5月24日(金)まで(必着)
- ◆**公益財団法人高原環境財団**
〒108-0074 東京都港区高輪3-25-27-1301
Tel:03-3449-8684 Fax:03-3449-2625
E-mail:mail@takahara-env.or.jp
URL:http://www.takahara-env.or.jp/
申請書類は郵送とし、締切日必着とする。

公益財団法人高原環境財団 緑化を伴うヒートアイランド対策に関する助成事業

- ◆**目的:**自然環境(緑・水・大気)の破壊が急速に進んでいる現代、環境の悪化防止と再生を目指して緑化を推進することにより、ヒートアイランド対策の一環となることを目的とする。
- ◆**助成対象者:**
助成対象者は、日本国内に所在する法人、地域活動団体
- ◆**助成対象事業:**
 - ・申請者が、①屋上、②建物の外壁面、③駐車場、④空地、等で行う新たな緑化事業で、樹木、芝、多年草等を植栽するもの。
 - ・事業は平成25年7月1日から平成26年3月15日までの間に実施・完了するものであること。
 - ただし、播種、育苗等の緑化準備については、平成25年4月1日以降に開始することを妨げない。
 - ・事業用地は、申請者が所有または管理する土地、あるいは所有者との間で使用の合意が得られている土地であること。
 - ・事業に対し同様の助成を他から受けていないこと、あるいは受ける予定がないこと。
- ◆**助成金の額**
 - ・助成対象費用の100分の70、または200万円のいずれか少ない額。(1件当たり)
 - ・予算額 600万円
- ◆**募集期間:**平成25年2月1日(金)から平成25年5月24日(金)まで(必着)
- ◆**公益財団法人高原環境財団**
〒108-0074 東京都港区高輪3-25-27-1301
Tel:03-3449-8684 Fax:03-3449-2625
E-mail:mail@takahara-env.or.jp
URL:http://www.takahara-env.or.jp/
申請書類は郵送とし、締切日必着とする。

全労済 地域貢献助成事業募集

- ◆**助成対象活動**
 - (1)環境分野
 - ①地域の自然環境を守る活動
 - ②循環型地域社会をつくるための活動
 - ③地域の自然や環境の大切さを学ぶための活動
 - (2)子ども分野
 - ①子どもたちの豊かな遊びの場をつくる活動
 - ②子どもたちが交流し学びあえる場をつくる活動
- ※子ども自身が主体的に参画して取り組む活動を重視します。
- ◆**助成対象団体**
 - (1)NPO法人、任意団体等(NGO、ボランティア団体等)
 - (2)設立後1年以上の活動実績を有する団体(基準日2013年4月10日)
 - (3)直近の年間収入が300万円以下の団体(前年度の繰越金を除く)
- ◆**助成内容**
 - (1)助成総額 2,000万円(上限)予定
環境分野1,000万円、子ども分野1,000万円を予定しています。
 - (2)1団体に対する助成上限額 30万円1団体あたり1事業のみとなります。
 - (3)助成申請の対象となる費用
資材費、旅費交通費など活動に直接係る経費や、人件費(謝金含む)が対象となります。
- ◆**助成対象期間:**2012年7月20日~2014年7月19日
- ◆**応募期間:**平成25年3月11日(月)~4月10日(水)(必着)
- ◆**お問い合わせ先**
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 全労済 総務部内
地域貢献助成事業事務局 (担当 長倉・加藤)
TEL 03-3299-0161 FAX 03-5351-7772
全労済のホームページ(<http://www.zenrosai.coop/eco>)

